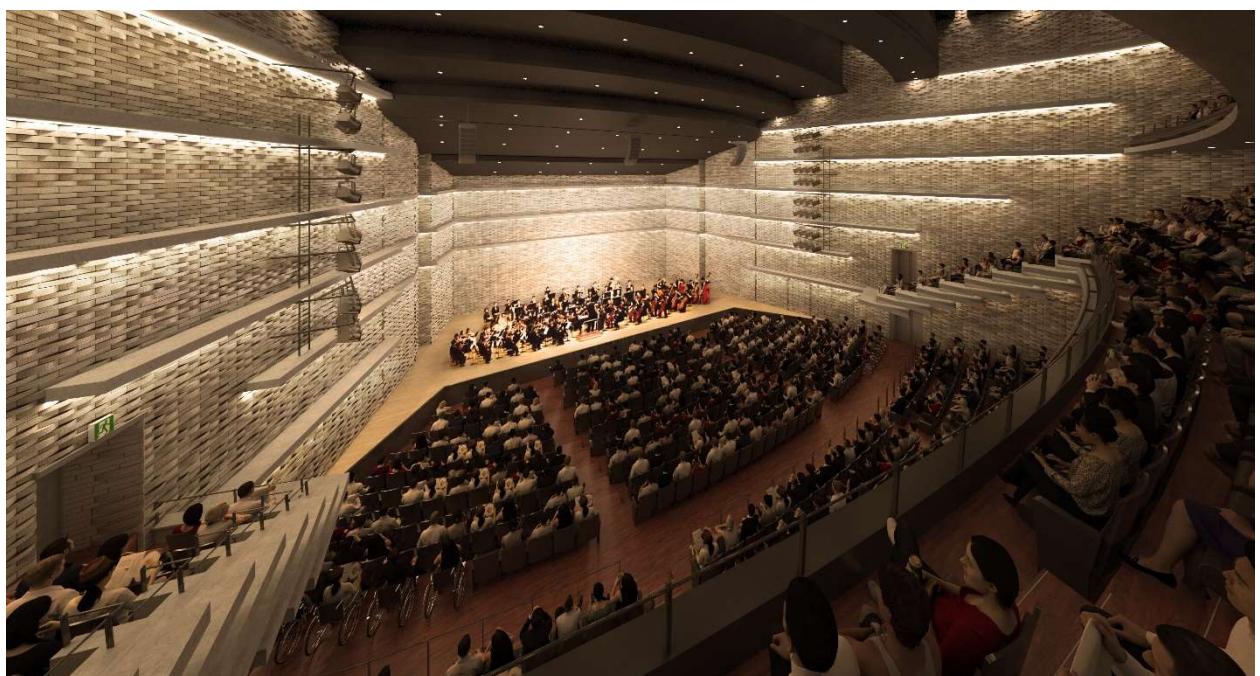


# 枚方市総合文化芸術センター

## 利用のご案内



枚方市総合文化芸術センター本館は 2021 年 10 月から  
一般貸出を開始します。  
なお、別館は本館開館後に改修工事を行い、  
2022 年 4 月に再オープンします。

指定管理者 アートシティひらかた共同事業体

## 枚方市総合文化芸術センターについて

枚方市総合文化芸術センターは、多彩な文化芸術の鑑賞、創造及び普及活動並びに文化芸術の振興を支える人材の育成を推進し、本市の文化芸術の振興を図るとともに、人々の交流の促進や都市の魅力向上に寄与する拠点とするため、設置されます。

枚方市総合文化芸術センター条例により、次のいずれかに該当する場合は、センターの施設等の使用を許可しないものとします。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理運営上支障があると認めるとき。

※利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合は、センターの施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を求めることがあります。

- (1) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用の許可に係る条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 災害その他緊急やむを得ない理由により、市長が特に必要であると認めたとき。

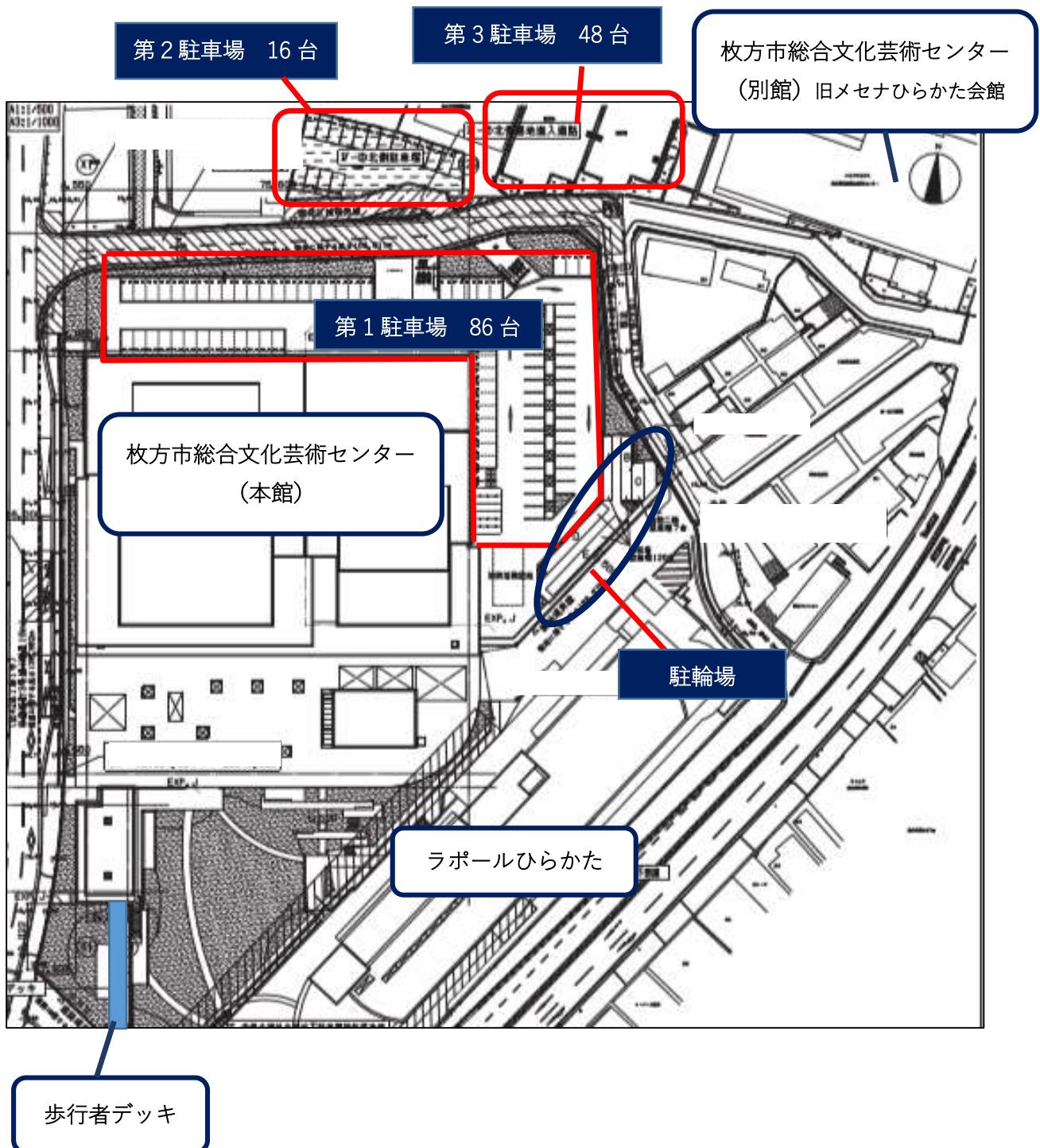
### ネーミングライツ導入について

総合文化芸術センターは、ネーミングライツの導入を進めており、利用時にホール等の施設室名が変更になる場合があります。

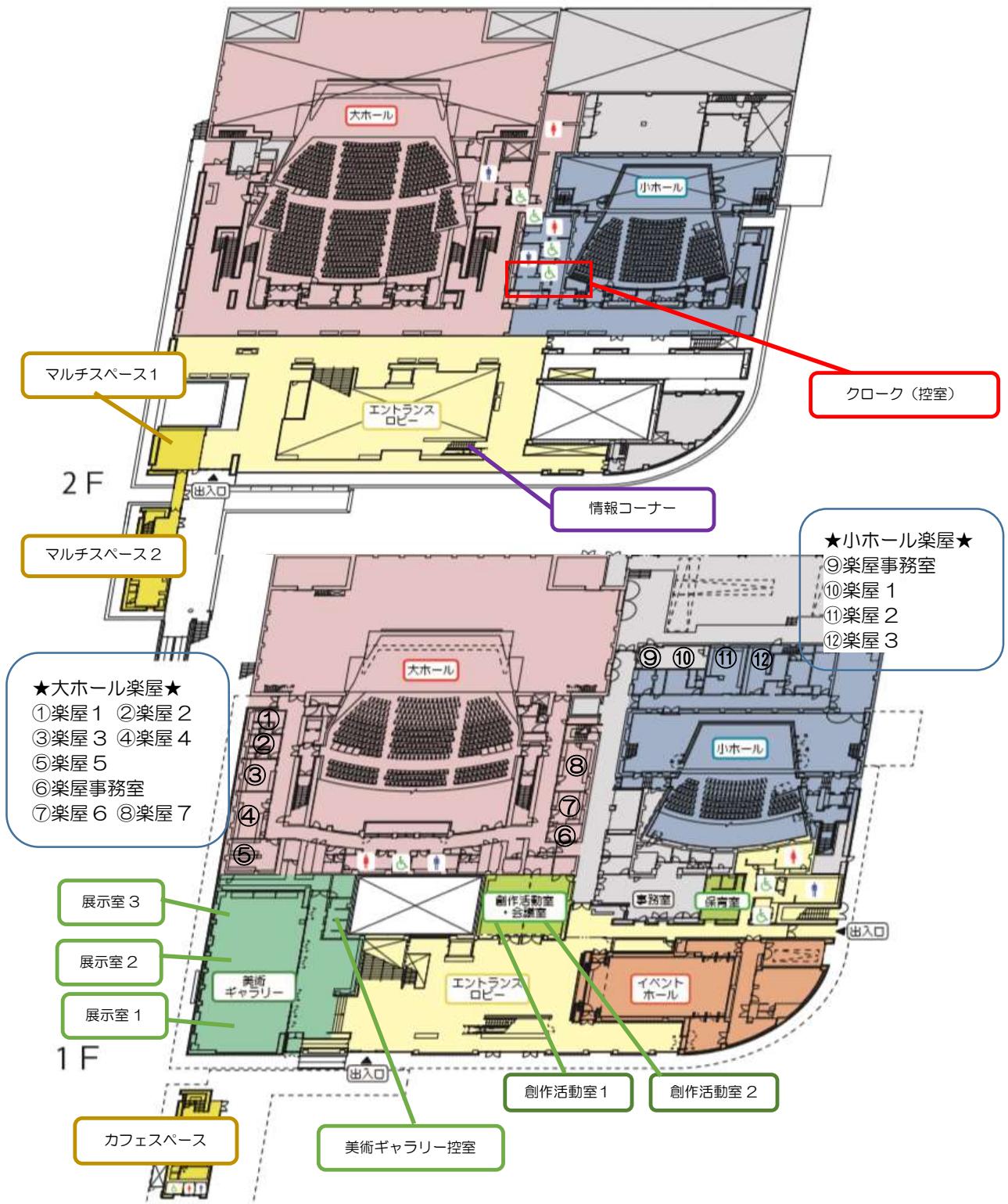
2021年4月より大ホール、小ホールは「関西医大 大ホール」、「関西医大 小ホール」に、「イベントホール、美術ギャラリーは「ひらしんイベントホール」、「ひらしん美術ギャラリー」となります。

広報や告知物等制作時には事前にセンターに施設名を確認してください。

### 施設全体図

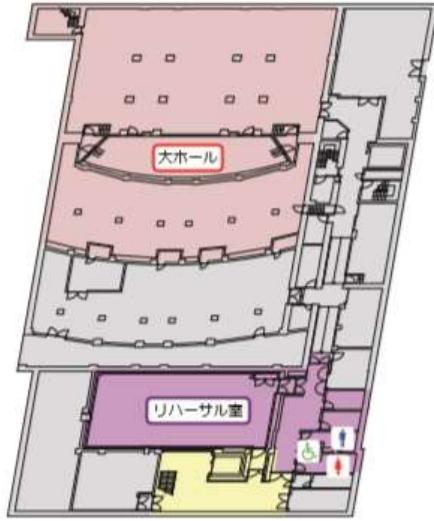


# 本館フロアアマップ



## 諸室概要

B1 F



### (1) 関西医大 大ホール

客席：1468 席（1 階席 836 席、2 階席 392 席、3 階席 240 席）。車いす用 8 席含む。

※車いす用は中央の固定席を取り外すことで最大 12 席の追加が可能です。

多目的ルーム（親子室）1 室。

楽屋：7 室（定員 80 人程度）

	定員	備考
楽屋事務所	2 名程度	楽屋受付として利用
楽屋 1	2 名	シャワー・トイレあり
楽屋 2	2 名	更衣ブース・洗面あり
楽屋 3	12 名程度	更衣ブース・洗面あり
楽屋 4	15~20 名程度	更衣ブース・洗面あり
楽屋 5	15~20 名程度	更衣ブース・洗面あり
楽屋 6	12 名程度	更衣ブース・洗面あり
楽屋 7	15~20 名程度	更衣ブース・洗面あり



舞台装置：走行式音響反射板、オーケストラピット、舞台せり

舞台寸法：（主舞台）間口 20.0m × 奥行 15.6m × 高さ 11.5m

（上手舞台）間口 10.9m × 奥行 16.9m

（下手舞台）間口 11.3m × 奥行 16.9m

音楽・演劇などの文化芸術公演をはじめ、集会など多目的に使用可能な高機能ホールです。中ホール規模の利用ニーズに対応できるよう、1 階席（836 席）のみの利用にも対応します。また、小さなお子様連れの方が気兼ねせず鑑賞できる多目的ルーム（親子室）を客席 2 階の後部に設けています。

#### ★大ホールホワイエ内の販売について

大ホールホワイエ内で催しに関連する物を販売される場合は、専用のスペースでのみ販売可能であります。広いスペースでの販売を希望される場合は、マルチスペースをご利用ください。この場合、マルチスペースは販売専用になりますので、物販加算の対象となります。

**【使用例】** ・演劇公演・音楽公演 ・舞踊公演・ミュージカル公演 ・伝統芸能公演 ・各種興行公演  
・各種式典

## (2) 関西医大 小ホール

客席：325 席。車いす用 2 席、臨時席 14 席 含む。

多目的ルーム（親子室）2 室。

楽屋：3 室（定員 30 人程度）

	定員	備考
楽屋事務所	2 名程度	楽屋受付として利用
楽屋 1	2 名	シャワー・トイレあり
楽屋 2	15 名程度	更衣ブース・洗面あり
楽屋 3	15 名程度	更衣ブース・洗面あり



舞台装置：吊り下げ式音響反射板

舞台寸法：(主舞台) 間口 14.0m × 奥行 9.9m × 高さ 8.0m

(上手舞台) 間口 7.3m × 奥行 9.7m

(下手舞台) 間口 7.0m × 奥行 9.7m

豊かな響きと遮音性に優れ、演劇や音楽公演、発表会など、様々なジャンルの公演に対応する高機能ホールです。また、小さなお子様連れの方が気兼ねせず鑑賞できる多目的ルーム（親子室）を客席後部に設けています。

### ★小ホールホワイエ内の販売について

小ホールホワイエ内で催しに関連する物を販売される場合は、専用のスペースでのみ販売可能です。広いスペースでの販売を希望される場合は、マルチスペースをご利用ください。この場合、マルチスペースは販売専用になりますので、物販加算の対象となります。

【使用例】・演劇公演・音楽公演・舞踊公演・ミュージカル公演・伝統芸能公演・各種発表会

## (3) ひらしんイベントホール

客席：(ホール形式) 200 席程度

(スクール形式) 120 席程度

(パーティ形式) 120 席程度

面積：約 160 m<sup>2</sup> (奥行約 15m、幅約 10m)

舞台装置：移動式舞台

イベントホールは平床で舞台を設置できます。

専用の搬入スペース、控室、パントリーを備え、飲食可能な状態でご利用いただけます。

【使用例】・ミニコンサート・講演会・会議・レセプション・各種パーティ



## (4) ひらしん美術ギャラリー

展示室：可動壁により分割できる仕様。

展示室 3：約 110 m<sup>2</sup>、展示室 2：約 80 m<sup>2</sup>、

展示室 1：約 90 m<sup>2</sup>。

展示室 3 に附属展示室（展示ケース）を設置。

天井高：約 3m。ただし展示室 2 は約 3.5m

前面：ガラス貼りで視認性に優れた展示空間となっており、

ギャラリー閉館時にも展示作品の視認が可能。

搬入出：作品の搬入出専用の停車スペースを確保するとともに、

搬入出に配慮した動線を確保し、一時保管庫や控室も完備。

1 階エントランス左手に位置し、各ホールや施設前広場などを訪れた人も気軽に立ち寄れる配置となっています。ギャラリー前には展示ケースを設置し、市所蔵作品を常設展示する予定です。

【使用例】・美術工芸や手芸など日ごろの芸術活動の発表・展示

### ★美術ギャラリーの注意事項

美術ギャラリー内で入場料等が発生する催しの実施は禁止します。また、美術ギャラリー内での物販については、図録やポストカードなどの事業内容と合うもののみ販売可能です。



## (5) 施設前広場

ホール等の催しと連動した各種イベントの開催も可能です。



## (6) マルチスペース（2 階）

カフェの客席スペースとして活用するだけでなく、ホール公演や屋外イベントと連動して活用することも可能なフリースペースとなっています。

## (7) 創作活動室（会議室）

収容人数：最大 100 人程度

仕様：可動壁により 2 分割可能

会議利用の他、床材はビニルシートでシンクを備えていることから、創作活動や美術ワークショップにも利用できます。大・小ホール樂屋としても利用できる動線を確保しています。

## (8) リハーサル室

遮音に優れ、公演前のリハーサルや日常練習に利用可能。床材はリノリウムで鏡壁面を備えており、バレエやダンス等の練習に対応。

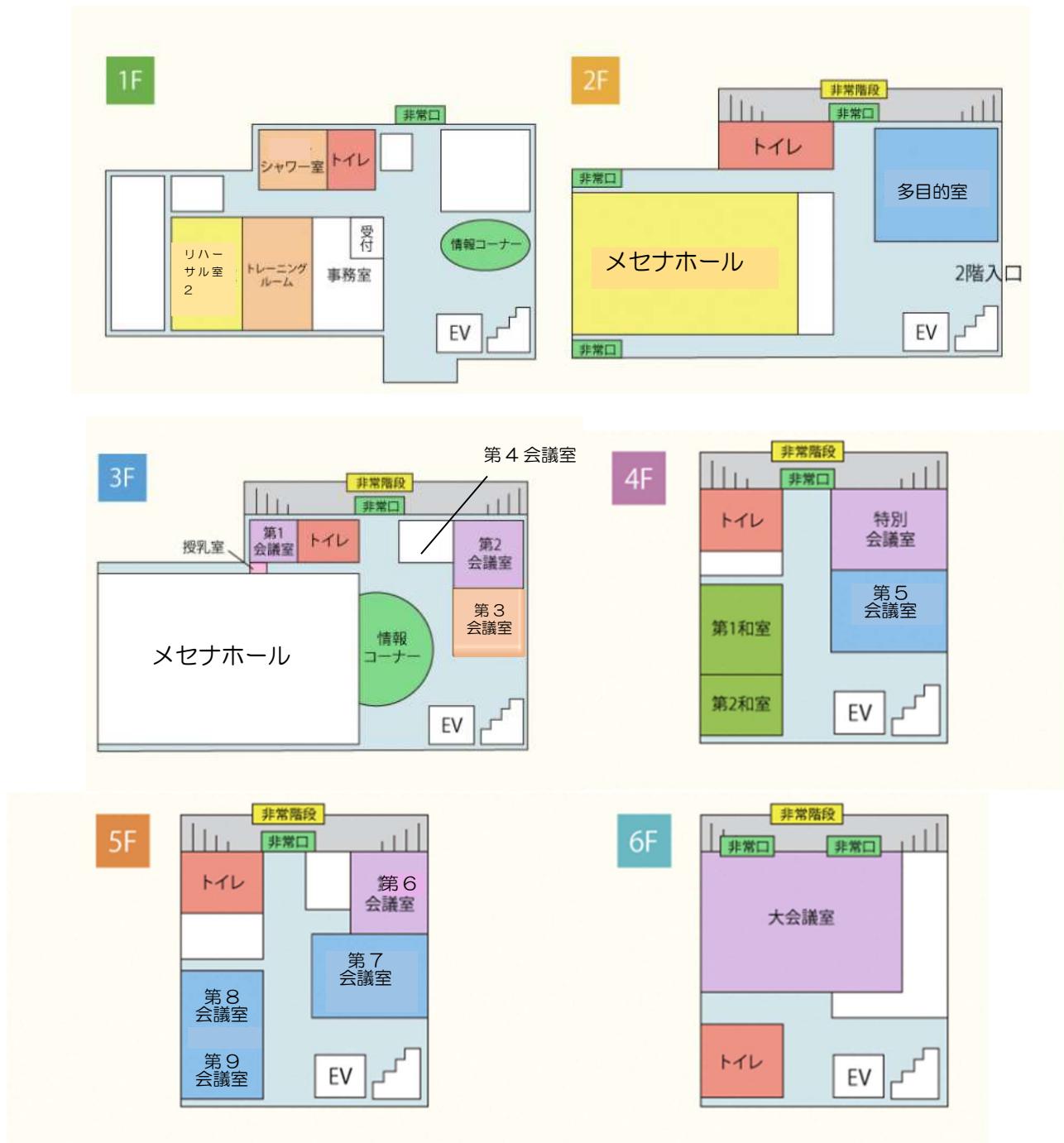
【使用例】・公演前リハーサル・ダンス等のワークショップ・バレエ、ダンス等の練習

## (9) 保育室・授乳室

子ども用トイレを備えた保育室を整備しています。

# 別館フロアアマップ

【2022年4月1日～（再オープン後）】



※2021年4月1日から9月30日までは、諸室の変更はございません。なお、サウナ室については、2021年3月31日をもって廃止しました。

※2021年10月1日から2022年3月31日まで、改修工事を行うため休館し、2022年4月1日から再オープンし、上記の諸室となります。

# 開館に向けたスケジュール

	本館(建設中)	別館(旧メセナひらかた会館)
2021年4月1日	指定管理者 運営開始 開館準備期間	指定管理者 運営開始 「メセナひらかた会館」から 「総合文化芸術センター別館」に変更
2021年8月末(予定)	開館記念式典	別館のみ運営期間
2021年9月	オープニング事業開始	
2021年10月1日	開館(一般貸出の開始)	施設改修開始(休館)
	本館のみ運営期間	
2022年4月1日(予定)		リニューアルオープン

※市民会館小ホールについては、センター本館の一般貸出に伴い2021年9月30日に廃止します。

※市民会館本館については、別館のリニューアルオープンに伴い2022年3月31日に廃止します。

※くずはアートギャラリーは2021年3月31日に、市民ギャラリー及びふれあいホールはセンターへの美術ギャラリー新規移転に伴い2021年9月30日にそれぞれ廃止します。

## 開館時間・休館日など

	施設名	開館時間	休館日
本館	大ホール、小ホール、イベントホール	9:00~22:00	第2・4火曜日(祝日を除く)
	リハーサル室、創作活動室、保育室、マルチスペース		第4火曜日(祝日を除く)
	美術ギャラリー	10:00~18:00*	火曜日(作品搬入日)
別館	改修前 2021年9月30日まで	9:30~21:00	火曜日(祝日を除く)
	改修後 2022年4月1日から	9:00~22:00	第4火曜日(祝日を除く)
駐車場	第3	2021年4月30日まで(予定)	9:00~21:30 火曜日(祝日を除く)
	第1・2	2021年5月1日から 2021年8月31日(予定)	8:30~22:15 火曜日(祝日を除く)
		2021年9月1日から(予定)	第4火曜日(祝日を除く)

※美術ギャラリーは撤収日以外の日で22時まで30分単位で利用時間を延長することができます。(別途延長料金をいただきます。)美術ギャラリーの撤収日は月曜日です。撤収は利用時間内に終えてください。

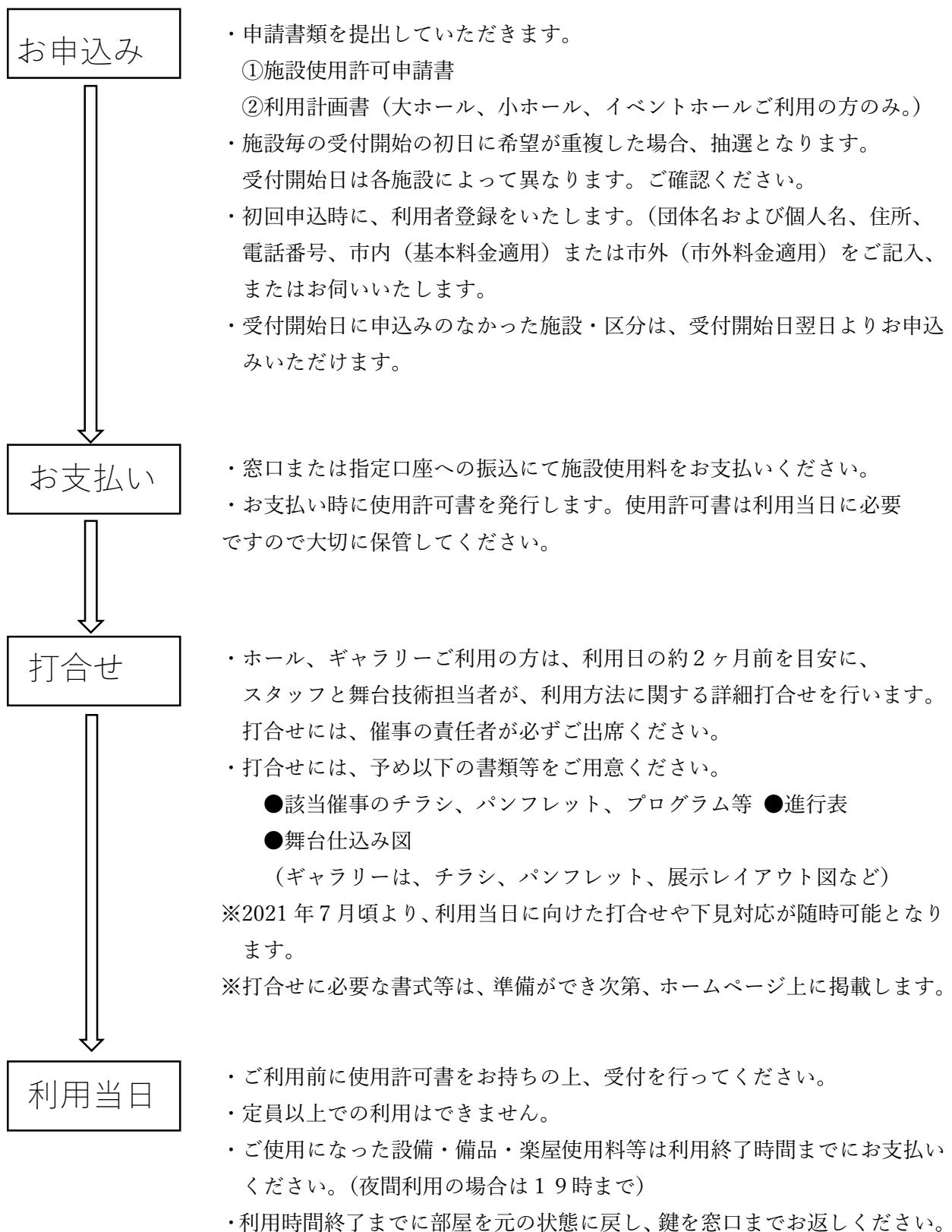
◆12月29日から翌年1月3日及びその他特別な理由がある場合は全館休館します。(駐車場を含む)

◆施設前広場は、施設利用がない場合は、ロビーと同様に一般に開放していますが、施設使用申込で利用される場合は、利用時間は9時~17時までです。

◆第1、第2駐車場は2021年5月1日から使用可能ですが(有料)。使用開始から30分までは無料。30分を超えて1時間までは500円。1時間を超えた場合は1時間を超える部分1時間につき200円。

## II. 申込み

### 施設利用の申込み



## 利用時間

施設をご利用いただける時間区分は次のとおりです。



- ◆利用時間には、主催者の入館時間、搬入、準備（仕込み）、設営レイアウトの保持や観客の入場及び退場、搬出（後片付け）など施設利用に要する全ての時間を含みます。日程や時間の配分に余裕のある計画を立ててください。
- ◆2021年4月1日から2021年9月30日までの別館の利用については、午前（9:30～12:30）、午後（13:00～17:00）、夜間（17:30～21:00）の時間区分となります。

## 施設使用料

使用の区分における施設使用料は「施設使用料金表（P.15～P.19）」をご覧ください。

# 申込み方法

## ①窓口での申込み

- ・所定の申請書類に必要事項を記入して、下表の受付に提出してください。
- ・使用料の納付と引換えに「使用許可書（兼領収書）」を発行します。
- ・窓口による申込みのお支払いは現金または指定された期日までに指定口座への振込です。

## ②枚方市公共施設予約システム（インターネット予約）での申込み

- ・窓口受付の翌日から施設予約システムを利用し、インターネット予約することができます。ただし、大ホール・小ホール・イベントホール・美術ギャラリー・メセナホール・施設前広場のご予約については、窓口での申込みとなり、施設予約システムでの申込みはできません。
- ・インターネット予約には、使用者 ID が必要です。
- ・インターネットによる申込みは本申込となりますので、クレジット払いの手続きを行うか、申込日を含めて 2 週間以内に窓口で使用料をお支払いください。（窓口でのクレジットカードの取り扱いはできません）

ただし、いずれの申込みの場合も 2021 年 3 月 31 日までの受付については、使用申請の仮申込となります。2021 年 4 月以降に使用料を納入していただき、正式に使用許可書を発行します。

受付日	受付時間	受付窓口
2021 年 4 月 1 日～ 2021 年 8 月 31 日	9:30 ～ 19:00	枚方市総合文化芸術センター <u>別館</u> 事務室
2021 年 9 月 1 日 ～2022 年 3 月 31 日	9:00 ～ 19:00	枚方市総合文化芸術センター <u>本館</u> 事務室

※2022 年 4 月 1 日以降については、調整中です。

## 【受付開始】

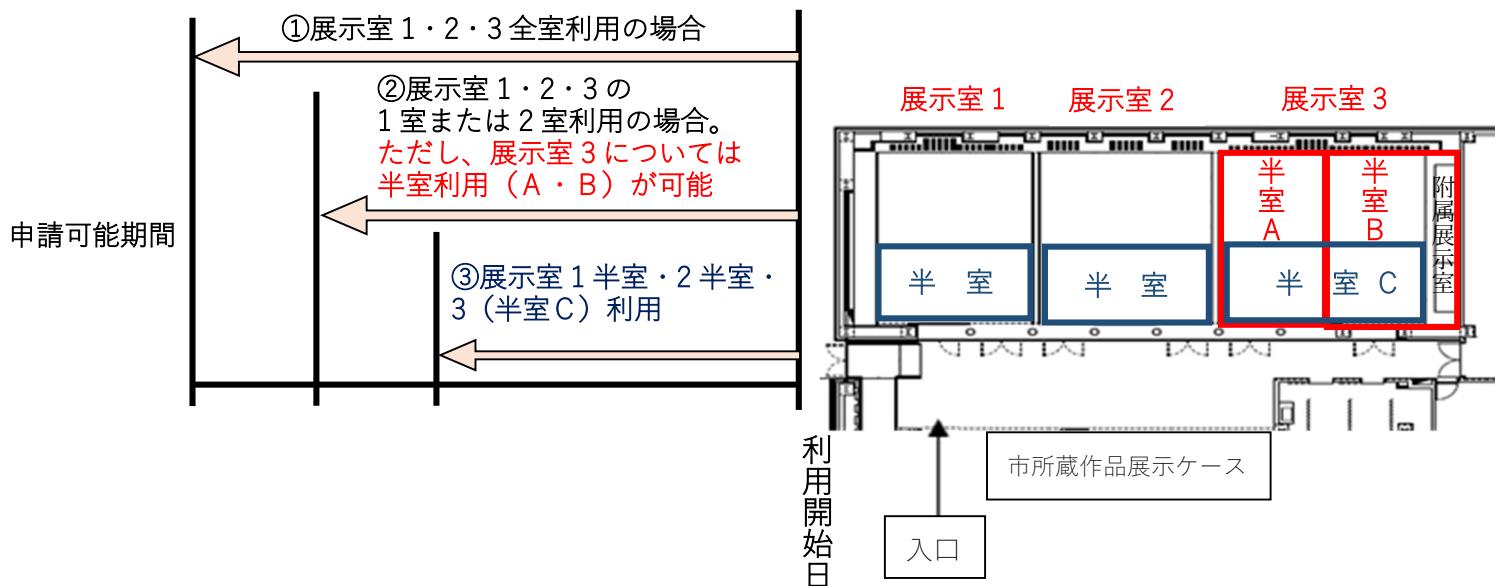
受付期間は、ホールおよび利用目的ごとに異なります。

区分		申請受付開始日
★ 大ホール ※同時に使用する楽屋及びクローケ(控室)を含む。	全席(1・2・3階席1,468席) 及び舞台	使用日の14カ月前の日の属する月の初日
	1階席(836席) 及び舞台	使用日の12カ月前の日の属する月の初日
	舞台のみ	使用日の3カ月前の日の属する月の初日
★ 小ホール ※同時に使用する楽屋及びクローケ(控室)を含む。	全席(325席) 及び舞台	使用日の12カ月前の日の属する月の初日
	舞台のみ	使用日の3カ月前の日の属する月の初日
	イベントホール(最大200席)	使用日の12カ月前の日の属する月の初日
リハーサル室1、保育室、創作活動室、施設前広場、メセナホール及びリハーサル室2		使用日の6カ月前の日の属する月の初日
マルチスペース及び別館の施設(メセナホール、リハーサル室2及びトレーニングルームを除く。)		使用日の2カ月前の日の属する月の初日
改修前の別館の施設(多目的ホール及びトレーニングルームを除く。)		使用日の10週前の日

・受付開始日が窓口休館日の場合は、その日より前で最も近い開館日に受け付けします。

・★の施設を予約する場合は、受付開始月に関わらず、他の施設も一緒に予約することができます。

### ◆美術ギャラリー



利用月	申請受付開始日		
	①	②	③
4月から7月	前年度9月1日	前年度10月1日	前年度11月1日
8月から11月	前年度12月28日	前年度2月1日	前年度3月1日
12月から翌年3月	当該年度5月1日	当該年度6月1日	当該年度7月1日

1 使用日の初日が4月から7月までの月に属する場合

区 分	申 請 受 付 開 始 日
美術ギャラリーの全部	前年度の9月1日
展示室 1	全室利用
	半室利用
展示室 2	全室利用
	半室利用
展示室 3	全室利用
	半室利用 (A・B)
	半室利用 (C)

2 使用日の初日が8月から11月までの月に属する場合

区 分	申 請 受 付 開 始 日
美術ギャラリーの全部	前年度の12月28日
展示室 1	全室利用
	半室利用
展示室 2	全室利用
	半室利用
展示室 3	全室利用
	半室利用 (A・B)
	半室利用 (C)

3 使用日の初日が12月から翌年の3月までの月に属する場合

区 分	申 請 受 付 開 始 日
美術ギャラリーの全部	当該年度の5月1日
展示室 1	全室利用
	半室利用
展示室 2	全室利用
	半室利用
展示室 3	全室利用
	半室利用 (A・B)
	半室利用 (C)

## 抽選について

予約は原則として先着順ですが、受付開始の初日に希望が重複した場合は、抽選を行います。

# 使用の決定

## 使用の許可

使用料（全額）の入金をもって使用を許可します。

※使用許可を受けた施設や設備の使用権を譲渡・転貸することはできません。

## 使用料の納入

### ①窓口での申込みの場合

窓口において現金または振込でのお支払いとなります。

### ②施設予約システム（インターネット予約）での申込みの場合

予約された日を含め2週間以内にご来館の上、窓口において現金でのお支払いまたは、クレジットカードで決済の手続きをお願いいたします。

## 申請内容の変更と取消

## 変更・取消

◆施設使用を中止・変更する場合、中止・変更したい日時の「施設使用許可書」が必要です。

◆施設使用を中止する場合は、「総合文化芸術センター使用中止届出書」を速やかに提出してください。

◆使用日を変更する場合は、「総合文化芸術センター使用変更許可申請書」を提出してください。変更申請のうち、使用日、使用時間帯又は使用施設の変更は、下記に定める日までに1回限り行うことができます。

ただし、使用日の変更については、当初申請した時点で予約が可能であった範囲で変更日を選択できるものとします。（※下記イメージ図参考）

①ホール（メセナホールを除く。）は、使用の開始とされていた日の8週前の日まで

②美術ギャラリーは、使用開始日の10週前の日まで

③リハーサル室、施設前広場及びメセナホールは使用開始日の5週前の日まで

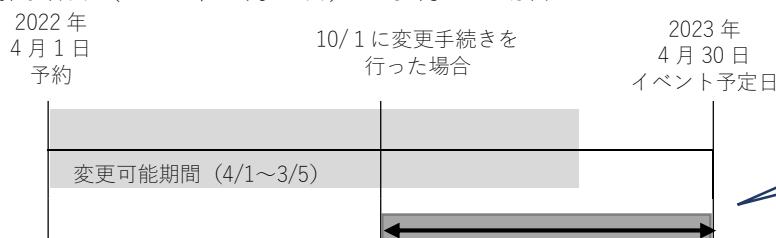
④上記以外の施設は、使用開始日の1週前の日まで

◆同時申請に係るものについても、全ての施設について同一の使用日への変更又は使用時間帯の変更に係るものに限り行うことができます。

### ※変更のイメージ

★2023年4月30日に小ホールを使用する ※小ホールは12カ月前から予約可能

#### ①申請開始日（2022年4月1日）に予約した場合

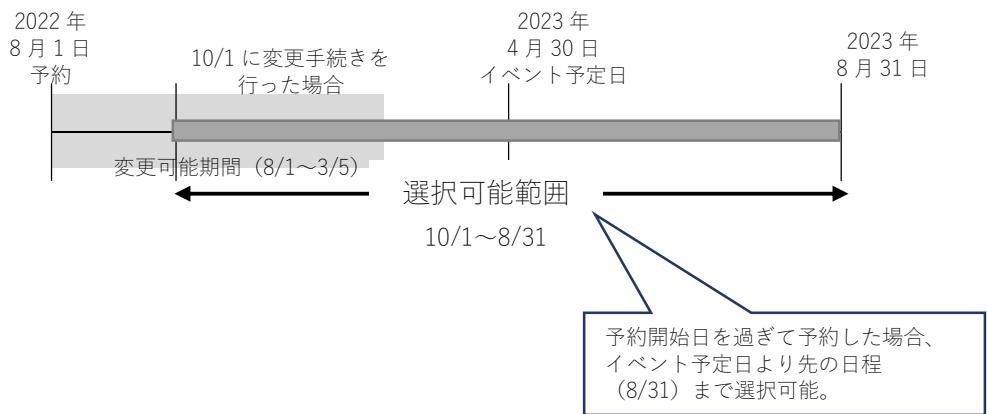


予約開始日に予約したため、  
変更日は4/30までの範囲で  
選択可能

#### ②2022年8月1日に予約した場合

選択可能範囲

10/1~4/30



## 使用料の還付

◆以下の条件に該当する場合に限り還付します。

還付を受ける場合は、施設使用許可書が必要です。「総合文化芸術センター使用料還付申請書」を提出してください。

### (1) 全額還付

- ・天災等により、使用することができなくなった場合。
- ・指定管理者が管理上の都合により使用の許可を取り消した場合。

### (2) 8割還付

次の期限までに使用中止届出書を提出した場合。

- ・ホール（楽屋、クローケ（控室）及びメセナホールを除く。）使用日の24週前の日
- ・美術ギャラリー 使用日の20週前の日
- ・メセナホール及びリハーサル室 使用日の10週前の日
- ・その他施設 使用日の4週前の日

### (3) 5割還付

次の期限までに使用中止届出書を提出した場合。

- ・ホール（楽屋、クローケ（控室）及びメセナホールを除く。）使用日の8週前の日
- ・美術ギャラリー 使用日の10週前の日
- ・メセナホール及びリハーサル室 使用日の5週前の日
- ・その他施設 使用日の1週前の日

### III. 施設使用料金表

## 1. 枚方市総合文化芸術センター本館

(1) ホール (楽屋及びクローケ除く。)

区分			金額 (円)				
			午前	午後	夜間	全日	超過金額 (30分当たり)
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	
大ホール	全席及び舞台	平日	45,000	77,200	92,300	204,000	8,300
		休日等	56,200	96,500	115,300	255,000	10,400
	1階席及び舞台	平日	32,300	55,400	66,200	146,400	6,000
		休日等	40,300	69,200	82,700	183,000	7,500
	舞台のみ	平日	26,000	44,700	53,400	118,000	4,800
		休日等	32,500	55,800	66,700	147,500	6,000
	全席及び舞台	平日	13,100	22,500	26,800	59,400	2,500
		休日等	16,300	28,100	33,500	74,200	3,200
小ホール	舞台のみ	平日	10,300	17,700	21,100	46,800	1,900
		休日等	12,800	22,100	26,300	58,500	2,400
	ホイーベルント	平日	7,100	12,200	14,600	32,300	1,400
		休日等	8,800	15,200	18,200	40,300	1,800

- A. 市内に在住、在職、在学される方または過半数がこれらの方で構成される団体以外の団体が使用する場合は、市外料金として上記表の額（基本料金）の1.5倍の料金とします。
- B. 物品の販売その他これに類する行為のために使用される場合は、基本料金または市外料金に、使用時間帯に応じた平日の基本料金を加算します。
- C. 入場料等を徴収して使用する場合は、基本料金または市外料金に次の額を加算します。
- ①入場料等の最高額が2,001円以上5,000円以下の場合  
使用時間帯に応じた平日の基本料金に0.5倍した額を加算します。
- ②入場料等の最高額が5,001円以上の場合  
使用時間帯に応じた平日の基本料金を加算します。
- D. 使用の許可を受けた時間を変更して使用する場合は、延長時間30分当たり上記表の超過金額（市外の方は1.5倍の額）とします。延長した時間に30分未満の端数がある時には、これを30分とします。
- ※上記Bの料金を加算した場合、Cの入場料等の金額に関わらずCの料金は加算しません。

(2) 諸室

区分		金額(円)					
		午前	午後	夜間	全日	超過金額 (30分当たり)	
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時		
ホール	大ホール	楽屋事務室	各使用時間帯につき、300円			900	100
		楽屋1	各使用時間帯につき、400円			1,200	100
		楽屋2	各使用時間帯につき、400円			1,200	100
		楽屋3	各使用時間帯につき、500円			1,500	100
		楽屋4	各使用時間帯につき、700円			2,100	100
		楽屋5	各使用時間帯につき、700円			2,100	100
		楽屋6	各使用時間帯につき、500円			1,500	100
	小ホール	楽屋7	各使用時間帯につき、700円			2,100	100
		楽屋事務室	各使用時間帯につき、300円			900	100
		楽屋1	各使用時間帯につき、400円			1,200	100
		楽屋2	各使用時間帯につき、700円			2,100	100
		楽屋3	各使用時間帯につき、700円			2,100	100
	(控室)一 口	全室利用	各使用時間帯につき、300円			900	100
		半室利用	各使用時間帯につき、200円			600	100
リハーサル室1		4,000	5,300	5,300	14,600	600	
創作活動室	全室利用	2,700	3,900	3,900	10,300	500	
	創作活動室1	1,400	2,000	2,000	5,300	300	
	創作活動室2	1,300	1,900	1,900	5,000	200	
保育室		700	1,000	1,000	2,700	200	
マルチスペース1		800	1,100	1,100	3,000	200	
マルチスペース2		1,700	2,300	2,300	6,300	300	

◆本館の表(1)(P.16)のA(市外加算)、B(物販加算)、D(延長加算)の項目を適応します。

(3) 美術ギャラリー

区分	金額 (7日当たり) (円)	超過金額	
		(30分当たり)	
展示室 1	全室利用	54,500	600
	半室利用	27,250	300
展示室 2	全室利用	49,900	600
	半室利用	24,950	300
展示室 3	全室利用	72,200	800
	半室利用	38,950	450
展示室 3 (附属展示室を除く。)	全室利用	66,500	700
	半室利用	33,250	350

◆本館の表 (1) (P.16) の A (市外加算)、D (延長加算) の項目を適応します。

(4) 施設前広場

金額 (円)		超過金額 (30分当たり)
午前	午後	
9時～13時	13時～17時	
20,000	20,000	2,500

◆本館の表 (1) (P.16) の A (市外加算)、D (延長加算) の項目を適応します。

※本館は下記の場合のみ、減免があります。

- ・大ホールに係る使用者が営利目的以外で施設前広場を大ホールと一体的に使用する場合、施設前広場の使用料に相当する額。
- ・小ホール又はイベントホールに係る使用者が営利目的以外で施設前広場を小ホール又はイベントホールと一体的に使用する場合、施設前広場の使用料の5割に相当する額。

## 2. 枚方市総合文化芸術センター別館

改修前の 2021 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までは、旧メセナひらかた会館の時間帯、金額、加算を適用します。サウナ、多目的ホールの個人共用利用につきましては、廃止します。

### (1) ホール及び諸室【改修後 2022 年 4 月 1 日～】

区分	金額(円)					超過金額 (30 分当たり)
	午前	午後	夜間	全日		
	9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～22 時		
リハーサル室 2	2,500	3,300	3,300	9,000	400	
メセナホール	6,200	8,300	8,300	22,700	900	
メセナホール（舞台除く。）	4,800	6,400	6,400	17,500	700	
多目的室	3,200	4,400	4,400	11,900	500	
第 1 会議室	700	900	900	2,400	100	
第 2 会議室	1,300	1,700	1,700	4,700	200	
第 3 会議室	1,400	1,900	1,900	5,100	200	
第 4 会議室	600	800	800	2,100	100	
第 5 会議室	2,000	2,600	2,600	7,000	300	
第 6 会議室	1,400	1,900	1,900	5,100	200	
第 7 会議室	2,000	2,600	2,600	7,000	300	
第 8 会議室	1,500	2,000	2,000	5,400	300	
第 9 会議室	1,300	1,700	1,700	4,700	200	
大会議室	5,200	6,900	6,900	19,000	800	
特別会議室	2,000	2,600	2,600	7,000	300	
第 1 和室	1,600	2,100	2,100	5,600	300	
第 2 和室	700	900	900	2,400	100	

◆本館の表 (1) (P.14) の A (市外加算)、B (物販加算)、D (延長加算)、の項目を適応します。

※別館は下記の場合のみ、減免があります。

- ・市内団体（過半数が市内に在住し、在職し、又は在学する者で構成される団体をいう。）のうち市長の登録を受けた障害者団体が、枚方市総合文化芸術センター別館の施設を使用する場合、当該枚方市総合文化芸術センター別館の施設の使用料の2割に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）。

（2）トレーニングルーム

1回2時間当たり200円（市民等以外の方は300円）

（3）駐車場

使用開始時から30分までは無料。30分を超えて1時間までは500円。

1時間を超えた場合は1時間を超える部分1時間につき200円。

★駐車場は下記にお示しする方が使用される場合、減免になります。

- ①身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けられた方
- ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方
- ③大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けられた方
- ④知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び世親障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判断された方
- ⑤市の機関に関する業務で駐車場を使用される方

### 3. 設備使用料

#### (1) 大ホール専用設備

区分	設備名	単位	金額
舞台設備	音響反射板	1式	7,000円
	舞台迫り	1台	1,000
	オーケストラ迫り	1台	5,000
	紗幕	1枚	2,500
	松羽目	1枚	1,500
	ジョーゼット幕	1式	5,000
	所作台	1式	6,000
	バレエ用シート	1式	5,000
照明設備	音響反射板セット	1式	7,000
	Aセット	1式	15,000
	Bセット	1式	20,000
	Cセット	1式	25,000
	ボーダーライト	1列	1,000
	天反ライト	1式	2,000
	アッパーホリゾントライト	1列	3,000
	ロアーホリゾントライト	1列	3,000
	フロントサイドスポットライト	1台	300
	フロントサイドスポットライト（全列）	1式	3,500
	シーリングスポットライト	1台	400
	シーリングスポットライト（全列）	1式	4,000
	2シーリングスポットライト	1式	3,000
	コンダクタースpotライト	1式	600
	ピンスポットライト	1本	3,500
音響設備	拡声装置一式	1式	4,000
	ステージスピーカーA	1台	1,500
	ステージスピーカーB	1台	1,000
	ステージスピーカーC	1台	500
	ステージスピーカーD	1台	100
	移動スピーカー	1式	15,000
	移動操作卓A	1式	3,000
	移動操作卓B	1式	1,500
	ワイヤレスマイク（ハンド）	1本	1,000
	ワイヤレスマイク（ピン）	1本	1,200
	3点吊装置（マイクを含まない。）	1式	1,000
映像設備	プロジェクター（スクリーンを含む。）	1式	5,000

#### 備考

- 1 この表において、「音響反射板セット」、「Aセット」、「Bセット」及び「Cセット」とは、次の表に掲げる設備一式をいいます。

区分	設備名	数量又は取付け台数
音響反射板セット	天反ライト	1式
	フロントサイドスポットライト	8台
	シーリングスポットライト (全列)	1式
Aセット	サスペンションスポットライト	スポットライト1kW20台
	ポーダーライト	2列
	フロントサイドスポットライト	2列
	シーリングスポットライト (全列)	1式
Bセット	サスペンションスポットライト	スポットライト1kW60台
	ポーダーライト	3列
	フロントサイドスポットライト	3列
	シーリングスポットライト (全列)	1式
Cセット	サスペンションスポットライト	スポットライト1kW80台
	ポーダーライト	3列
	フロントサイドスポットライト (全列)	1式
	シーリングスポットライト (全列)	1式

2 この表に定める額は、条例別表1の表((3)の表及び(4)の表を除く。)午前、午後又は夜間の使用時間帯のうち1の使用時間帯において使用した場合の額とします。

3 同一日において連続した複数の使用時間帯にわたり使用の許可を受けたときは、継続して使用することができます。

4 使用の許可を受けた時間を変更して使用する場合(午前又は午後の使用時間帯を延長する場合に限る。)に係る設備使用料は、当該延長した1時間当たりこの表に定める額に0.5を乗じて得た額とします。この場合において、当該延長した時間に1時間未満の端数があるときは、15分未満は切り捨て、15分以上は1時間とみなします。

## (2) 小ホール専用設備

区分	設備名	単位	金額
舞台設備	音響反射板	1式	3,000円
	紗幕	1枚	2,500
	ジョーゼット幕	1式	5,000
	所作台	1式	4,000
	バレエ用シート	1式	3,000
照明設備	音響反射板セット	1式	5,000
	Dセット	1式	8,000
	Eセット	1式	12,000
	Fセット	1式	16,000
	ポーダーライト	1列	800
	天反ライト	1式	1,600
	アッパーホリゾントライト	1列	2,000
	ロアーホリゾントライト	1列	2,000
	フロントサイドスポットライト	1台	300
	フロントサイドスポットライト (全列)	1式	2,500
	シーリングスポットライト	1台	300

	シーリングスポットライト (全列)	1式	3,000
	2シーリングスポットライト	1式	2,500
	ピンスポットライト	1本	2,500
音響設備	拡声装置一式	1式	2,000
	ステージスピーカーA	1台	1,500
	ステージスピーカーB	1台	1,000
	ステージスピーカーC	1台	500
	ステージスピーカーD	1台	100
	移動スピーカー	1式	10,000
	移動操作卓A	1式	3,000
	移動操作卓B	1式	1,500
	ワイヤレスマイク (ハンド)	1本	1,000
	ワイヤレスマイク (ピン)	1本	1,200
映像設備	3点吊装置 (マイクを含まない。)	1式	1,000
	プロジェクター (スクリーンを含む。)	1式	3,000

備考

1 この表において、「音響反射板セット」、「Dセット」、「Eセット」及び「Fセット」とは、次の表に掲げる設備一式をいいます。

区分	設備名	数量又は取付け台数
音響反射板 セット	天反ライト	1式
	ボーダーライト	1列
	フロントサイドスポットライト	1列
	シーリングスポットライト (全列)	1式
Dセット	サスペンションスポットライト	スポットライト 1k w 10台
	ボーダーライト	1列
	フロントサイドスポットライト	1列
	シーリングスポットライト (全列)	1式
Eセット	サスペンションスポットライト	スポットライト 1k w 30台
	ボーダーライト	1列
	フロントサイドスポットライト	2列
	シーリングスポットライト (全列)	1式
Fセット	サスペンションスポットライト	スポットライト 1k w 60台
	ボーダーライト	2列
	フロントサイドスポットライト (全列)	1式
	シーリングスポットライト (全列)	1式

2 (1)表備考2から備考4までの規定は、この表について適用します。

(3) イベントホール専用設備

区分	設備名	単位	金額
舞台設備	仮設用舞台	1台	150円
照明設備	照明セット	1式	3,000
	シーリングスポットライト	1列	1,000
音響設備	拡声装置一式	1式	1,000

ステージスピーカーA	1台	1,500	
ステージスピーカーB	1台	1,000	
ステージスピーカーC	1台	500	
ステージスピーカーD	1台	100	
ワイヤレスマイク (ハンド)	1本	1,000	
ワイヤレスマイク (ピン)	1本	1,200	
映像設備	プロジェクター (スクリーンを含む。)	1式	3,000
その他設備	備品Aセット (ホール形式)	1式	1,200
	備品Bセット (スクール形式)	1式	1,200
	備品Cセット (パーティー形式)	1式	1,800

備考

- 1 この表において、「照明セット」、「備品Aセット (ホール形式)」、「備品Bセット (スクール形式)」及び「備品Cセット (パーティー形式)」とは、次の表に掲げる設備一式をいいます。

区分	設備名	数量
照明セット	スポットライト	10台
	シーリングスポットライト	2列
備品Aセット (ホール形式)	椅子	200脚
備品Bセット (スクール形式)	椅子	120脚
	会議机	40卓
備品Cセット (パーティー形式)	椅子	120脚
	円卓	12卓

- 2 (1)表備考2から備考4までの規定は、この表について適用します。

(4) リハーサル室1専用設備

区分	設備名	単位	金額
楽器設備	グランドピアノ (ヤマハ)	1台	1,000円

備考

- 1 グランドピアノの使用料には、調律料を含まないものとします。  
2 (1)表備考2から備考4までの規定は、この表について適用します。

(5) 共通設備

区分	設備名	単位	金額
舞台設備	指揮台	1台	400円
	指揮者用譜面台	1台	100
	演奏者用譜面台	1台	50
	譜面灯	1個	50
	演奏者用椅子	1脚	50
	コントラバス用椅子	1脚	100
	ピアノ椅子	1脚	100
	演台 (花台及び脇台を含む。)	1式	500
	司会台	1台	300
	長机	1卓	100

舞台用椅子	1脚	40	
吊看板	1台	1,000	
国旗	1枚	50	
市旗	1枚	50	
金屏風	1双	2,000	
鳥の子屏風	1双	2,000	
平台	1台	150	
開き足	1脚	100	
所作台	1台	300	
毛氈	1枚	250	
長座布団	1枚	150	
高座用座布団	1枚	150	
上敷ゴザ	1枚	200	
地絆	1枚	2,000	
めくり台	1台	100	
移動用姿見	1台	200	
バレエ用シート	1枚	500	
照明設備	ハロゲンスポットライト (0.5kW)	1台	200
	ハロゲンスポットライト (1kW)	1台	300
	ハロゲンスポットライト (1.5kW)	1台	400
	ハロゲンスポットライト (2kW)	1台	500
	ハロゲンパーライト	1台	250
	LEDパーライト	1台	1,500
	ソースフォー	1台	300
	エフェクトマシーン	1式	1,200
	波マシーン	1台	1,000
	ストロボ	1台	800
	ミラーボール (吊)	1台	1,000
	ミラーボール (置)	1台	1,000
	ストリップライト	1台	300
	フットライト	1台	250
	スモークマシーン	1台	3,000
音響設備	パワーアンプ	1台	2,000
	コンデンサーマイク	1本	1,000
	ダイナミックマイク	1本	500
	ダイレクトボックス	1台	500
	各種録音再生機器	1台	1,500
映像設備	映像操作ワゴン	1式	1,000
楽器設備	フルコンサートピアノ (スタインウェイ)	1台	12,000
	フルコンサートピアノ (ヤマハ)	1台	6,000
	セミコンサートピアノ (スタインウェイ)	1台	6,000
	ティンパニー	1式	1,000

その他設備	持込み電源	1 kW	100
-------	-------	------	-----

備考

- 1 スモークマシーンの使用料には、スモークジュース料を含まないものとします。
- 2 フルコンサートピアノ及びセミコンサートピアノの使用料には、調律料を含みません。
- 3 (1)表備考2から備考4までの規定は、この表について適用します。

2 枚方市総合文化芸術センター別館

(1) リハーサル室2

設 備 名	単 位	金 額
電子ピアノ	1 式1日	1,000 円

備考 期間の計算については、1日未満の端数があるときは、1日とみなします。

(2) メセナホール専用設備

設 備 名	単 位	金 額
平台	1 台1日	100円
箱馬	1 台1日	50
指揮者台（譜面台を含む。）	1 台1日	200
譜面台	1 台1日	50
司会者演台	1 台1日	200
演台	1 台1日	500
めくり台	1 台1日	50
花台（花瓶を含む。）	1 台1日	200
グランドピアノ	1 台1日	5,000
金屏風	1 双1日	1,000
毛氈	1 枚1日	200
上敷	1 枚1日	100
アッパー ホリゾントライト	1 列1日	1,500
ロアーホリゾントライト	1 列1日	1,500
ボーダーライト	1 列1日	800
サスペンションスポットライト	1 台1日	200
シーリングスポットライト	1 台1日	200
フォローピンスポットライト	1 台1日	500
センターピンスポットライト	1 台1日	1,000
スポットライト (A)	1 台1日	100
スポットライト (B)	1 台1日	200
ワイヤレスマイク (ハンド)	1 本1日	500
ワイヤレスマイク (ピン)	1 本1日	500
コンデンサーマイク A	1 本1日	500
コンデンサーマイク B	1 本1日	700
ダイナミックマイク A	1 本1日	300
ダイナミックマイク B	1 本1日	500
サイドスピーカー	1 式1日	1,000
フットスピーカー	1 式1日	1,000

拡声装置	1式1日	3,000
CDプレーヤー	1台1日	500
MDプレーヤー	1台1日	500
カセットプレーヤー	1台1日	500
スクリーン	1式1日	500

備考

- 1 グランドピアノの使用料には、調律料を含みません。
- 2 (1)表備考の規定は、この表について適用します。

(3) 大会議室専用設備

設 備 名	単 位	金 額
演台	1台1日	500円
花台（花瓶を含む。）	1台1日	200
拡声装置	1式1日	2,000
ダイナミックマイク	1本1日	300
ワイヤレスマイク（ハンド）	1本1日	500
ワイヤレスマイク（ピン）	1本1日	500
スポットライト	1台1日	100
ボーダーライト	1列1日	800

備考 (1)表備考の規定は、この表について適用します。

(4) 第1和室及び第2和室専用設備

設 備 名	単 位	金 額
茶道具セット	1式1日	1,000円

備考 (1)表備考の規定は、この表について適用します。

(5) 共通設備

設 備 名	単 位	金 額
囲碁セット	1式1日	100円
将棋セット	1式1日	100

備考 (1)表備考の規定は、この表について適用します。

## IV. その他

### ●施設内での飲食について

- 下記の施設では、飲食はできません。

【本館】大ホール（ホワイエ・楽屋除く）、小ホール（ホワイエ・楽屋除く）、美術ギャラリー

【別館】職業講習室、多目的ホール、シャワー室、更衣室

- 部屋での飲酒は事前に申し出ていただき、許可を受けることが必要です。宴会等による過度な飲酒はせずに、他の利用者の迷惑にならないようにマナーを守って部屋をご使用ください。なお、自動車・バイク・自転車による飲酒運転の恐れがある場合は、ただちに、施設使用を停止させていただきます。

### ●チャリティーやバザーの実施について

営利目的でないバザーによる物品販売及び展示、又は、催しに伴う入場料、参加券及びこれに類するもの（パンフ・書籍等）の販売、徴収については、条例第7条及びその他の規定、規則の趣旨に違反しないと認めるときは、これを許可するものとし、また物販加算及び入場料加算の対象としません。ただし、収益性のない事業であるとの証明のため、使用者に対し収支報告書の提出を求めます。

### ●インターネット予約用使用者IDについて

総合文化芸術センターの利用申込みには、他施設で発行された使用者IDは使用できません。

ただし、旧メセナひらかた会館で発行された使用者IDについては、引き続き本館・別館いずれにおいても利用可能です。旧メセナひらかた会館の使用者IDをお持ちでなく、今後、総合文化芸術センターにおいてインターネットで施設予約をお考えの方は、総合文化芸術センターの使用者IDを取得してください。

なお、総合文化芸術センターでインターネット予約できる施設は、本館のリハーサル室1、保育室、創作活動室、マルチスペース、別館の施設（メセナホール、トレーニングルームを除く。）となります。

### ●館内は全館禁煙です。

### ●利用時に発生したごみはお持ち帰りください。

<利用に関する相談や申込に関するお問い合わせ>

枚方市総合文化芸術センター別館（旧メセナひらかた会館）

受付時間 9:30～19:00（火、12/29～1/3は休館日）

〒573-1191

大阪府枚方市新町2丁目1番5号

電話：072-843-5551 FAX：072-843-5700

